

こども・子育て政策の強化に向けた緊急提言

こどもは社会の宝であり、ともに生きる大切な仲間であり、未来を拓く光である。そのこどもたちが、2030年代に入ると現在の倍の速度で減少すると予測されており、希望する誰もが安心してこどもを産み、育てることができるよう、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、社会全体でこども・子育てを支えていくことが極めて重要である。

国においては、常にこどもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、その司令塔となるこども家庭庁を設置されるとともに、「こども・子育て政策の強化について（試案）」を踏まえ、具体的な施策や予算、財源の在り方等について活発に議論されているところである。

全てのこどもたちがその命を守られ、自分らしく、健やかに、安心して過ごせるよう、こども・子育て支援施策の多くを担う地方としても、適切な役割分担のもと、国と強力に連携し、しっかり役割を果たす所存であり、地方において真に実効性ある取組が展開できるよう、特に以下の項目について緊急に要請する。

記

1. 実効性ある取組の展開について

- ・ こども・子育て政策の強化に向けては、実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換を行う国と地方の協議の場を設けるなど、真に実効性ある取組が展開できるよう、地方の意見を反映すること。

2. こども関連予算の倍増と財源の安定確保について

- ・ GDPに対する教育関連の政府支出を国際的に見ても遜色ない水準に引き上げることを目安にするなど、地方財政措置の拡充も含めたこども関連予算を拡大するとともに、財源の安定確保に向けて社会全体で負担する新たな方策も含め、国の責任において幅広く検討すること。また、こども・子育て政策の充実に伴い生じる地方の財政負担については、国において適切に措置すること。
- ・ 自治体の財政力に応じて、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、国が全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりなどは、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。
- ・ 財源の議論にあたっては、地域の実情に応じたサービスの提供や施設整備などに自治体の創意工夫が活かせるよう、自由度の高い交付金や、複数年度にわたる柔軟かつ大胆な施策の実施と効果検証が可能となる基金制度を創設するなど、地方が独自に活用できる財源の充実を図ること。

3. 次元の異なる少子化対策について

- (1) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- ・ こども基本法の掲げる基本理念に則り、全てのこどもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるこどもまんなかの社会環境づくりに向けて、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知・啓発等を行うこと。

(2) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- ・ 所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、児童手当などの現金給付を拡充するとともに、全国一律のこどもの医療費助成制度の創設などについて、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。
- ・ 家庭の環境や経済状況に関わらず、全てのこどもたちが希望する教育を受けられるよう、教育費等の負担軽減や教育環境の整備について、更なる支援を行うこと。また、こどもの健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動に対して積極的に支援すること。
- ・ 不妊・不育症治療等について、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図るとともに、独自支援を行う自治体への財政的支援を行うこと。

(3) 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育機会の確保・質の向上等

- ・ 心身ともに負担の大きい産後の母親が一時的に育児から解放され、心身ともに回復できるよう、産後ケア事業の制度拡充を図るとともに、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。
- ・ かけがえのない子どもの命を救うため、予防のための子どもの死亡検証（CDR）について、国において個人情報の収集や取扱い等の法令整備をした上で全国展開するとともに、検証結果の分析・評価などの仕組みを構築し、有効な予防策が講じられるよう取り組むこと。
- ・ 就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。また、人口減少地域においても持続可能な保育等サービスの提供が行えるよう、必要な措置を講じること。
- ・ 保育士等の人材確保や負担軽減を図りつつ、待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、年度途中の保育ニーズに柔軟に対応するため、職員の配置基準改善の確実な実施や更なる処遇改善を図るとともに、ICTの活用などによる業務改善及び安全確保策について継続的に検討すること。
- ・ 教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、教員定数の一層の充実を図ること。
- ・ いじめや不登校、ヤングケアラーや医療的ケア児などの困難な環境にあるこどもたちへの支援を総合的に推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア児支援センター業務を行う医療的ケア児等コーディネーターなどの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責

任において確保すること。また、児童虐待事案への対応の支援として、児童福祉司等のリスク判断や人材育成に資するAIを活用したシステムの導入を全国で確実に行うこと。

- ・生活困窮世帯のこどもたちが夢や進学を諦めることがないよう、重点的に進学支援に取り組むこと。また、団体等と連携した食事の提供など、こどもや子育て家庭に寄り添った更なる支援を行うこと。

(4) 多様な働き方と子育ての両立支援

- ・出産や子育て等との両立を推進するため、勤務間インターバル制度の導入等による長時間労働のは正、時間単位年次有給休暇やテレワークなどの多様で柔軟な働き方の制度化、男女問わず育児休業等が取得しやすい環境整備が促進されるよう、特に人的・金銭的制約の多い中小企業への支援を強化するとともに、社会全体における機運の醸成を図ること。また、子育てを経験した男女がともに希望に応じたキャリア形成を可能とする仕組みを構築すること。
- ・男性の育児休業等による子育てへの参画が当たり前になる社会の実現に向けて、必要な法整備を早期に実現すること。

令和5年5月10日

全国知事会会長

鳥取県知事 平井 伸治

全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー

滋賀県知事 三日月 大造